

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：32682

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06660

研究課題名（和文）法学研究者、現場教員と連携した法教育教材、法教育プログラムの作成プロジェクト

研究課題名（英文）A project of making the Law-related Educational materials and programs with law researchers and teachers.

研究代表者

藤井 剛（FUJII, TSUYOSHI）

明治大学・文学部・特任教授

研究者番号：00757461

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、2年間の研究期間中に、法教育教材作成ワークショップを3回行い、合計15の教材を作成したことである。完成した教材は、2017年以降、法教育フォーラムの「教材倉庫」にアップし、広く全国の法教育実践者に活用してもらう予定である。また、2017年3月に、本研究に関係の深い研究者と共に研究成果発表会を開催し、広く研究成果を周知し、その成果の一部を『金沢法学』第59号第2号に発表した。

研究成果の概要（英文）：Results of this project are that I held workshops on making materials for the law-related education three times and made 15 teaching materials in 2 years. This teaching materials have been published on “the warehouse for the teaching materials” in “the law-related education forum” homepage. Any teachers of the Law-related Education can make free use of them. In addition, I held a research presentation on them in March, 2017, where I presented the results, and some of the results are reported on the “Kanazawa Law Review Vol.59 No.2”.

研究分野：教育学、教科教育学、教育方法学

キーワード：法教育 アクティブ・ラーニング

## 1. 研究開始当初の背景

### (1)新しい学力観に立つ法教育の充実

2014年11月、中央教育審議会に学習指導要領の改訂が諮問された。次期学習指導要領の最大の眼目は、教科の枠を越えて学校教育の重点を「何を教えるか」から「何ができるようになるか」に大きく転換することだが、その根底には、経済協力開発機構(OECD)の「キー・コンピテンシー」の重視がある。「キー・コンピテンシー」には、「紛争を処理し、解決する」「自らの権利、利害、限界やニーズを表明する」能力等が取り上げられており、これらの能力等は、法教育でのみ育成可能なものであり、法教育教材の拡充が必要とされていた。

### (2)法教育教材の不足

現行の高等学校公民科学習指導要領などに「法教育」が明記されたが、「法教育教材」が圧倒的に足りないという背景もあった。そのため現場の教員は、「法教育」を実践したくても、理論的で、現場に適した教材が手に入らず、このことが「法教育」普及に大きな障害となっていたのである。

### (3)法学研究者・教育学研究者・現場教員の連携不足

研究開始当時、弁護士会などが作成した「法教育教材」はいくつか存在していた。しかし、弁護士会単独で作成した教材がほとんどで、法学研究者、教育学研究者、現場教員が連携した教材はほとんど開発されていなかった。そのため、本研究では3者の連携を目標とした。

## 2. 研究の目的

### (1)新しい学力観にたった「法教育教材」の作成

本研究では、法学研究者だけでなく教育学の研究者が参加することにより、次期学習指導要領で求められている「キー・コンピテンシー」や「アクティブ・ラーニング」の考え方を反映させた法教育教材を作成する。

### (2)教育現場のニーズに合った法教育教材や教育プログラムの開発・提供

本研究では、出来上がった「教材」を法学研究者とともに検討・修正するだけでなく、完成した「法教育教材」を、現場教員の勤務校で実践してもらい、アンケートなどで、その効果や生徒の変容を検証し、さらに改良を加えホームページなどで発表する。このような教育現場での検証で「法教育教材」としての完成度が高まり、より多くの現場で利用されることが期待される。同時に、法教育プログラムを作成する。

### (3)法学者・教育学者・現場教員による融合研究の在り方の提示

法学研究者が持つ法律の「専門的知識」、教育学研究者の「教育理論」、現場の教員が持つ「教材作成力」の共同作業によって作成される「法教育教材」は、これまでそ

れぞれが単独で作成してきた教材とは大きく異なるものが開発できる。同時に、3者の連携を促すことにより、今後の融合研究の在り方を示すことも目標となる。

## 3. 研究の方法

### (1)先行研究の整理

現行の教科書(中学校社会 - 公民的分野 -、高等学校公民科 - 現代社会、政治・経済 -)に記載されている法教育教材をピックアップし、その法教育教材の特徴や目的などを整理する。同時に、これまで出版・公表されてきた「法教育教材」を収集し、その手法などを分析して、教材作成に利用できるように準備を行う。

### (2)教材の作成

ルール作り、立憲主義などのテーマについて、法学研究者から高校生を対象とした「法教育教材」向けの材料の提供を研究代表者や現場教員が受け、その後、その講義内容を「教材」化し、出来上がった「教材」を法学研究者とともに「法教育教材」として適切に検討・修正を行う。

### (3)実践校による検証・教材修正

教材作成ワークショップに参加した現場教員の勤務校で、完成した教材の授業を実施する。授業実施後、アンケートなどにより検証を行い、教材の再修正を行い、完成度を高める。

### (4)ホームページなどで法教育教材の発信

完成した法教育教材を法教育フォーラムなどのホームページで発信すると同時に、法教育プログラムを開発する。

### (5)学会報告、研究成果発表会の開催

完成した法教育教材や開発した教育プログラムについて、法と教育学会などで報告し、多面的・批判的に検討してもらう。また、研究成果発表会を開催し、研究成果を発信する。

## 4. 研究成果

本研究の成果は3点に要約できる。1点目は、15種類の法教育教材を作成し、主に高等学校で実践したことである。2点目は、法教育教材ワークショップの意義や成果について、法と教育学会や「金沢法学」で発表したことである。3点目は、2017年3月に研究成果発表会を開催し、法教育教材作成の意義や内容、成果などを広く周知したことである。以下、この3点を中心に成果を報告する。

### (1)法教育教材の作成と高等学校での実践 教材作成ワークショップ

2016年3月26日(土)~27日(日)に大阪(堺市産業センター)で実施した法教育教材作成ワークショップと、福井県立藤島高校での授業実践を事例として報告する。

講師は、野坂佳生教授(金沢大学/福井弁護士会)にお願いし、5名の高等学校教諭と2名の弁護士、大学教授(教育

学) 1名、研究代表者の合計 9名が参加した。

野坂教授の講義は「歴史の中の民法子の福祉・占有・信義誠実」が題名であった。「理性に照らして、永くその価値を認められてきたもの」が法原理であるとの前提のもと、ローマ法に遡り、「子の福祉」「占有原理」「信義誠実」の3テーマで現代法を見つめ直そうとするものだった。要約すると、一般市民が「法」を学ぶうえでは、現に存在する法律やルールや「きまり」よりも、大きな視点で「法という社会システムの設計思想」を学ぶことが重要ではないかと考える。そして、この「法システムの設計思想」という点においては、近代市民革命期に若干の修正は加えられたものの、紀元前450年頃の共和政ローマ期に成立したローマ法の設計思想が現代に至るまで基本的には引き継がれている。この「法システムの設計思想」を法原理と呼ぶならば、ローマ法の法原理は「理性に照らして永くその価値を認められてきたもの」、すなわち、歴史の風雪の中で生き残れるだけの合理性を備えていたものと言えるはずである。今回の教材作成プロジェクトでは、ローマ法の設計思想のうち、木庭顕教授が「法の第一原理」と呼ぶ3占有原理のほか、契約法の基本原理である「信義誠実」と家族法(父子関係)の基本原理である「子の福祉」を紹介する。これらのローマ法の諸原理から現代法を見つめ直してみたいとの趣旨だった。

講義後、すぐ教材作成に入り、2日目の午後、参加者全員の作成した教材の検討を行った。

#### 授業実践

2016年9月15日(木) 福井県立藤島高等学校2年生選択科目「研究 B法と政治分野」で2時間連続の特別授業として、研究代表者が作成した法教育教材を実践した。

授業後の研究協議では、「この『研究 B』の講座は、『近代的価値観(=普遍とは何か)』を追究する授業なので、ローマから考察をはじめるのは驚いた。新学習指導要領で『歴史総合』が新設されるが、『どこから歴史学習をはじめべきか』を投げかけた授業だったと思う。」「この授業を見て、『世界史の授業で[法教育]が出来る』ことが理解できた。例えば、数分の説明で終わってしまう『ナポレオン法典』や『マグナ・カルタ』などは、『法教育』の視点で掘り下げて考えさせることが出来る。今後、授業構成を考えてみたい。」などの意見があった。

また生徒のアンケートには、「いままで、現代に近づくにつれて『良い法律』になると考えていたので、現在の法律に

通じる考え方が、古代ローマで考えられていたことに驚いた。(多数)」「現在の法律は、確かに歴史的検証に耐えてきたからで、またここから後世に続いていくという流れが見えました。(多数)」「『普遍的な正義』とは、歴史の中で生き残ってきたものであることを理解しました。」などの感想・意見が見られ、教材の有効性が確認された。

#### (2)法と教育学会・「金沢法学」での発表 法と教育学会での発表

2016年9月4日(月)に、立教大学(東京)で行われた「法と教育学会 第7回学術大会」において、「世界史授業における法教育の方略-法原理理解のための市民法の歴史学習-」とのテーマで、本研究の内容や成果などを発表した。法教育教材の発表方法などに関する質問や意見を頂いた。

#### 「金沢法学」への掲載

本研究や上記法教育教材作成ワークショップの成果などをまとめて「法教育におけるローマ法活用の試み-法学導入教育への示唆も含めて-」というテーマで、「金沢法学(金沢大学)」の59巻2号に投稿した。詳細は、同誌、またはホームページで参照されたい。  
[http://dspace.lib.kanazawa-u.ac.jp/dspace/bitstream/2297/46916/1/AN00044830-59-2\\_331-352.pdf](http://dspace.lib.kanazawa-u.ac.jp/dspace/bitstream/2297/46916/1/AN00044830-59-2_331-352.pdf)

#### (3)研究成果発表会

2017年3月11日(土) 明治大学において研究成果発表会を開催した。当日は、80名を超える参加者が集まり、関心の高さを伺われた。発表会は、次の6部構成で開催した。

本発表会の趣旨説明と「ワークショップ」の説明(藤井 剛:明治大学)

本研究は、できる限り多くの法教育教材を開発し学校現場に提供することと、法学研究者・教育学研究者・現場教員間の連携を強化することを目標として始まったことなどの趣旨説明を行った。法教育教材に関する基調提案(橋本 康弘:福井大学)

2016年12月に答申のあった新しい学習指導要領のポイントをまとめると、A.知識をどう使うかが重要なので、鋭い分析力(判断基準)の習得が必要となる。例えば、議論して考えさせる授業の場合、法的思考力がないと道徳に引っ張られることが起こる可能性があるため、習得すべき判断基準の質が重要となる。B.主権者育成に向けた指導の充実、の2点である。この新しい学習指導要領に対応した法教育を実践するためには、「思考力・判断力・表現力を育成する授業」「知識や概念を活用して考察・判断する授業」「具体的な法的論争問題を考える上での『論点』を教師が知る」とが求められる。そのためには法律専門家からの

教材の提案・教材分析は不可欠であり、本教材作成ワークショップの意義は大きいといえるとの基調提案が行われた。教材作成と授業実践の発表（野坂 佳生：金沢大学、藤井 剛：明治大学）

野坂教授によるローマ法講義の要約に続き、上述した法教育教材の作成過程と、福井県立藤島高校での研究代表者による授業実践の報告を行った。

教材作成と授業実践の発表（金子 幹夫：神奈川県立平塚農業高等学校）

2016年9月3日に行われた法教育教材作成ワークショップで、山口敬介准教授（立教大学）による「子どもと大人の境界 民法の成年規定を素材として」の講義を受け、法教育教材を作成、勤務校で実践した金子教諭が、作成した教材の説明を行った。発表の概略は、政策選択をする際に必要な枠組みを生徒に伝えることを目標に授業を考えた。「選ぶ」という行為には、そのバックグラウンドの違いにより種類があることを感じ取らせるため、大まかに4つの架空事例を用意した。生徒を男女混合の4人グループに分け、祖父・父・母・長男などの役割分担をさせる教材である。

生徒に架空事例を読ませ、その事案を分析するための「4象限図」を提示する。「4象限図」とは、横軸に「現在～30年後」、縦軸に「自分及び身の回りの人が影響を受ける～多くの人々が影響を受ける」という軸を想定するもので、事案において自分の現在地点と選択がもつ意味を視覚的に考える助けとなる。事案は、A.宝くじの当選金の貰い方は2通りのうちどちらがいいか、B.シャープペンシルの替え芯購入の金額はいくらか、C.市議会議員選挙で候補者XとYのどちらに投票するか、D.お年玉の使い方に両親が反対する場合、どうするか、というものに設定した。自分では適切な判断をしていると、そのときには思っている、あとになって振り返ってみると「どうしてそのような選択をしてしまったのだろうか？」とってしまうことがけっこうあるのではないかとこのことを教室で体験させるために、A～Dの4つの事案を取り上げた。

まとめでは、自分に関係のある判断を18歳未満にすることと、多くの人々に影響することについての判断を18歳未満にすることについて、話し合いの結果を整理した。

以上の説明の後、金子教諭が参加者を生徒に見立てて授業をおこなった。ワークショップ（コーディネーター：長島 光一（帝京大学））

参加者が、教員グループ、学生グループ、法律実務家グループ、大学教員グループなどに分かれ、発表・について、

「よりよい教材にするには」というテーマで意見を交換した。発表 については、専門的な内容をどのように教えるか等の議論が進み、大学教員グループから「授業の受け手になじみがあるという観点からは、市民革命とワイマール憲法の教材作りも可能性がある。」という意見があった。これを受けて、研究代表者が教材作成方法、野坂教授がこの授業の設計思想を説明した。発表 については、こうした授業をどのように後に繋げていくか等の議論が進み、実務家グループから「象限で考えるのが面白く、自分たちなりの6角形などを作って、行動判断するのもいいかもしれない。」「消費者の個々の活動が社会に影響を与えるということにもっと注目させてもいいと思う。」といった意見があった。これを受けて、金子教諭から生徒自ら行動することの重要性が説明された。

本日のまとめと法教育教材の展望（桑原敏典：岡山大学）

最後にまとめとして、教材を活用するには、現場で使いやすい教材であることが必要であり、そのためには、使う側（現場教員）が法の内容を理解し研究することが重要となる。本プロジェクトは、研究者と現場教員が協働したこと、教材作成のプロセスまで示したこと、さらに現場教員が自分の勤務する学校に合った教材を作成したことの意義が大きい。今後の課題は、教材を各々の現場に合わせて完成することであり、今後一層、内容・方法・用語の議論が必要であるとのまとめがあった。

なお、本研究発表会は、法教育フォーラムのレポートに近日中に公開される予定である。<http://www.houkyouiku.jp/report.html>

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

藤井 剛、野坂 佳生、「法教育におけるローマ法活用の試み - 法学導入教育への示唆も含めて - 」、金沢法学（金沢大学）、査読無、59巻2号、pp.331 - 352

〔学会発表〕（計1件）

藤井 剛、野坂 佳生、「世界史授業における法教育の方略 - 法原理理解のための市民法の歴史学習 - 」、法と教育学会、2016.9.4、立教大学（東京都）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤井 剛 (FUJII, Tsuyoshi)  
明治大学・文学部・特任教授  
研究者番号：00757461

### (2) 研究分担者

( )  
研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )  
研究者番号：

### (4) 研究協力者

( )